

自動車税納税通知書用封筒広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、愛媛県が発送する自動車税納税通知書用封筒（以下「封筒」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 封筒に広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）は、要綱第3条の規定を満たし、かつ、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国、独立行政法人及び地方公共団体並びにこれに類するもの
- (2) 私企業のうち公共性が特に高いもの

2 封筒に掲載できる広告等の内容は、要綱第3条及び愛媛県広告事業の実施に関する表示基準の規定を満たし、かつ、自動車税納税通知書用封筒に掲載する広告として適当であると県が認めるものとする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格、表示場所等広告掲載に関する仕様は、別に定める。

(広告掲載紙面の売渡し)

第4条 広告掲載する紙面は、適正な価格で広告主又は広告取扱業者（以下「広告主等」という。）に売り渡すものとする。

(広告主等の選定)

第5条 広告主等は、見積り合わせにより選定する。これに関し必要となる事項は募集要項で定める。

(広告主の選定)

第6条 前条において広告取扱業者が選定された場合、広告取扱業者は、この要領に基づき広告主を選定するとともに、掲載の可否について、税務課長と協議しなければならない。この協議において、税務課長の求めに応ずる書類等を提出しなければならない。

(広告の作成)

第7条 掲載する広告は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の修正)

第8条 税務課長は、広告の内容等が各種法令又はこの要領等に違反しているか、あるいは違反のおそれがある、または誤りがあると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告取扱業者の責務)

第9条 第6条において広告取扱業者が選定された場合、広告取扱業者は、広告の内容等が、この要領に違反することがないように注意する義務を負う。

(広告主の責務)

第10条 第6条において広告主が選定された場合、広告主は、広告の内容等が、この要領に違反することがないように注意する義務を負う。

- 2 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- 3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかわる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを愛媛県に対して保証するものとする。
- 4 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は税務課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年1月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月2日から施行する。